

「広報さんだ」読者アンケートモニター規約

第1 総則

この規約は、「広報さんだ」読者アンケートモニターへの登録者(以下「モニター」という。)と、三田市との間における権利義務の関係について定めるものとする。

第2 資格

- 1 モニターに参加する資格を有する者は、本規約に従うことを承諾し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 市内に居住している者
 - (2) 市内にある事務所または事業所に勤務する者
 - (3) 市内にある学校に在学する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、モニターに参加する資格を有さない者とする。
 - (1) 満16歳未満の者
 - (2) インターネットおよび電子メールまたはSNSコミュニケーションアプリ「LINE公式アカウント」の利用ができない者
 - (3) 三田市の市議会議員および常勤の職員
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

第3 任期

- 1 モニターの任期は登録日から1年とする。ただし第10に該当しない限り、次年度も継続してモニターの資格を有する。

第4 登録

- 1 モニターに登録を希望する者は、三田市が指定する方法により申請を行うものとする。
- 2 登録に当たっては、登録情報のすべての項目に関していかなる虚偽の申請も認めないものとする。
- 3 市は、第2第1項に該当し、かつ、同第2項に該当しないと認めるときは、モニターに登録する。

第5 登録情報の取扱い

三田市は、モニターの登録情報を三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）により適切に取り扱うこととする。

第6 届け出義務

- 1 モニターは、登録情報に変更が生じた場合は、三田市が別途指定する方法で当該変更内容を届け出ることとする。
- 2 前項の届出をしなかったことによりモニターに生じる不利益については、三田市はその責任を負わない。

第7 登録情報の利用目的

- 1 三田市は、モニターの登録情報を次に定める目的のみに使用する。
 - (1) アンケートを実施すること。
 - (2) アンケートの実施等について、電子メールまたはSNSコミュニケーションアプリ「LINE 公式アカウント」により案内すること。
 - (3) 施策の企画立案等に活用するための集計、分析等を行うこと。
 - (4) 第11第1項の謝礼を提供すること。
- 2 三田市は、アンケートの正確性および品質の維持を目的として、モニターとして登録されている者が当該モニター本人であること、当該登録情報の内容が正確であること等の確認を行うことができるものとする。

第8 禁止行為

- 1 モニターは、次に掲げる行為またはそのおそれのある行為を行ってはならない。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 法令等に反する行為
 - (3) 他のモニターまたは第三者を中傷、^{ひぼう}誹謗する行為
 - (4) 第三者、他のモニターまたは三田市の権利を侵害する行為
 - (5) モニター制度の運営を妨害する行為
 - (6) 第三者または他のモニターに不利益を与える行為
 - (7) 虚偽、不正な登録または回答をする行為
 - (8) 同一人物による重複した登録またはなりすまし登録をする行為
 - (9) その他三田市が不相当と認める行為
- 2 前項各号の行為により第三者、他のモニターまたは三田市に損害を生じさせ

た場合、当該モニターは、第10によりその資格を喪失した後であっても、当該損害を賠償することを請求されることがある。なお、この場合において三田市は損害を被った第三者またはモニターに対し、その責任を負わない。

第9 アンケートへの回答等

- 1 モニターは、アンケートに回答するに当たり、三田市の指定する方法により回答するものとする。
- 2 三田市の指定と異なる方法で回答を行ったことにより、当該モニターに不利益または損害が発生しても、三田市はその責任を負わないものとする。
- 3 モニターが回答した記載内容に関して、三田市はその責任を負わないものとする。
- 4 アンケートの回答が三田市に届かないことにより、当該モニターに不利益または損害が発生しても、三田市はその責任を負わないものとする。
- 5 モニター登録の申請およびアンケートに関する案内の受信、アンケートへの回答その他のモニターとしての活動に係る費用は、モニターの負担とする。

第10 資格の喪失及び登録の抹消

- 1 三田市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該モニターの承諾の有無にかかわらず、モニターの資格を喪失し、登録を抹消することができるものとする。
 - (1) 第2第1項に掲げる資格の要件に該当しなくなったとき、または第2第2項に掲げる要件に該当することとなったとき。
 - (2) モニターから登録抹消の申出があったとき。
 - (3) 第8に規定する禁止行為を行ったとき。
 - (4) その他三田市がモニターとしてふさわしくないと認めるとき。
- 2 モニターの登録を抹消する場合には、モニターにはその旨を通知しない。
- 3 第1項第3号に該当したことによりモニターの登録を抹消された者は、再度モニターの登録はできないものとする。

第11 謝礼

- 1 三田市は、アンケートに回答したモニターに対し、抽選により謝礼を提供することができる。
- 2 前項に定める謝礼の内容および提供方法は、三田市が定めるものとする。
- 3 謝礼を送付する場合は、当該モニターが指定した送付先に送付するものとする。

る。なお、モニターが指定した送付先情報の不備により、謝礼が届かなくても三田市は再送付しない。

第 1 2 回答内容の著作権等

- 1 アンケートに対してモニターが行った回答内容に係る著作権は、すべて三田市に帰属するものとする。なお、モニターは、当該回答内容に係る著作権者人格権を三田市および第三者に対して行使しないものとし、三田市はその回答内容を自由に選択、修正および編集することができるものとする。
- 2 三田市は、アンケートに対してモニターが行った回答内容を利用し、またはモニター本人の承諾なしに開示することができるものとする。なお、登録情報は、第 5 に定めるところにより、適正に取り扱う。

第 1 3 システムの内容の変更、一時中断、停止および中止

- 1 三田市は、モニターへの事前の通知または承諾なしに、システムの一部または全部の変更、一時中断、停止または中止をすることができる。
- 2 前項によるシステムの一部または全部の変更、もしくは一時中断、停止または中止によってモニターに不利益または損害が発生しても、三田市はその責任を負わないものとする。

第 1 4 本規約の変更

三田市は、モニターへの事前の通知または承諾なしに、本規約の変更を行うことができる。なお、変更を行った場合は、当該変更の内容を三田市のホームページに掲載することにより、モニターに変更の通知を行ったものとする。

附 則

この規約は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。